

岩手中部水道企業団漏水調査等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、岩手中部水道企業団が漏水調査等業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託者を選定するため、必要な手続等について定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

岩手中部水道企業団漏水調査等業務委託

(2) 履行区域

委託業務の履行区域は、岩手中部水道企業団給水区域（北上市、花巻市、紫波町及び矢巾町太田地区）とする。

(3) 業務の内容

漏水調査（標準工法・応用工法）、消火栓点検（北上市、紫波町及び矢巾町太田地区）、有収率の分析

(4) 業務履行期間

業務履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(5) 準備期間

受託者が業務を円滑に開始するため、契約締結日から令和6年3月31日までは準備期間とし、当該期間に関する経費は受託者の負担とする。

(6) 予算限度額

336,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

年次別委託料の上限額

令和6年度 112,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 112,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 112,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、別に定める提案見積書（様式第1号）に3年間の委託料総額（消費税及び地方消費税抜き）を明記して提出のこと。なお、見積内訳書（任意様式）も添付のこと。

(8) 契約保証金

受託者は、委託契約の締結にあたり契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付のこと。契約保証金は、岩手中部水道企業団契約規程第24条に規定する

担保の提供をもって代えることができる。また、同第23条の規定に該当する場合には契約保証金を免除することがある。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 参加申込書の提出時点において、岩手中部水道企業団競争入札参加資格者台帳に登載され、上水道漏水調査に登録されていること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、岩手中部水道企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込書の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 市・町税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他の個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。
- (9) 公益社団法人日本水道協会に認定された水道管路施設管理技士2級以上の資格者で、漏水調査について過去に7年以上の実務経験を有し、かつ常時雇用関係にある業務責任者を配置できること。
- (10) 平成30年度以降に、給水人口10万人以上の水道事業体において、委託業務内容（漏水調査）を受託した実績があり、現在も履行中または完了した実績があること。

4 参加申込み

参加申込事業者は、単体企業とし、次のとおり参加申込書類を提出のこと。

- (1) 申込期間
令和5年9月1日（金）から令和5年9月19日（火）まで
- (2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 参加申込みに係る提出書類の様式

岩手中部水道企業団ホームページからダウンロードのこと。

<https://www.iwatetyubu-suido.jp/>

(4) 提出書類 【提出部数 各 1 部】

ア プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

イ 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの

ウ 市・町税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの

エ 個人情報保護の取り組み内容等が確認できるもの（プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等の認証を取得していることを証明できる書類の写し、個人情報保護方針の写し等）

オ 配置予定の業務責任者が資格要件を満たすことを証明できるもの

カ 類似業務受託実績表（様式第 3 号）

キ 誓約書（様式第 4 号）

(5) 提出方法

持参または郵送（書留、特定記録郵便など、発送と受領が記録される方法により提出されることを推奨する。なお、未到着等については企業団において一切責任を負わないものとする。）

(6) 提出及び問い合わせ先

岩手中部水道企業団管路課管路維持係

〒024-0013 岩手県北上市藤沢15地割74番地 3

電話番号 0197-62-4211（内線235）

(7) 資料の貸与

参加申込みを検討する事業者に対して、業務提案書の作成に必要な資料等を貸与する。資料等の貸出場所は、岩手中部水道企業団管路課管路維持係とし、午前 9 時から午後 5 時までの対応とする。なお、貸与した資料等は、業務提案書提出後、速やかに返却のこと。

(8) その他

参加申込書類をもとに参加資格の審査を行い、プロポーザルへの参加の適否について、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 5 号）により通知する。

5 業務提案書等の提出

参加資格を有すると認めた参加事業者は、業務提案書等を作成し、次のとおり提出のこと。

- (1) 提出期間
令和 5 年10月19日（木）から令和 5 年10月30日（月）まで
- (2) 受付時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出場所
岩手中部水道企業団管路課管路維持係
- (4) 提出方法
持参とする。
- (5) 提出書類
 - ア 業務提案書（様式第 6 号） 正本 1 部、副本 7 部
 - イ 提案見積書（様式第 1 号） 1 部
- (6) 業務提案書の記載内容
業務提案書は、次の章立てに沿って作成のこと。
 - ア 会社概要
 - （ア）会社概要及び財務状況（直近 3 か年の各会計年度における損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書）
 - （イ）業務実績（当該委託業務と同様のもの（全部又は一部）、過去 5 年間）
 - イ 業務実施体制
 - （ア）業務技術者に関する事項（資格、経験、年齢等）
 - （イ）業務従事者に関する事項（人数、資格、経験、年齢等）
 - （ウ）指揮命令系統と責任体制に関する事項
 - （エ）安全管理や社員教育等に関する事項
 - ウ 業務実施計画
 - （ア）調査方法及び業務スケジュール（準備期間及び履行期間）
 - （イ）調査機材の管理、保有状況や調達方法
 - （ウ）調査における重点項目と目標設定
 - （エ）有収率向上に向けた方策、提案
 - （オ）提供される配水量や有収水量のデータ活用方法
 - （カ）調査成果である漏水情報の活用方法
 - エ 個人情報保護体制
 - オ 緊急対応等危機管理体制
 - カ 課題解決体制
- (7) 業務提案書の作成形態
原則として日本工業規格 A 4 版サイズとし、作成は日本語とする。なお、所定の表紙（様式第 6 号）、目次及びページ番号を付けることとし、電子記憶媒体によ

る提出は認めない。

(8) 提案見積書

提案見積書（様式第 1 号）及び見積内訳書は、厳重に封函・封印し、業務提案書と併せて提出のこと。

(9) その他

ア 業務提案書等の作成に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。

イ 提出後の業務提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出された業務提案書等は返却しない。

エ 所定の表紙（様式第 6 号）を除く提案書には会社名等はいれないこと。

6 質問の受付及び回答

参加申込事業者は、業務提案書作成等に係る質問を質問書（様式第 7 号）により行うことができる。

(1) 提出期間

令和 5 年 10 月 2 日（月）から令和 5 年 10 月 16 日（月）正午まで

(2) 提出場所

岩手中部水道企業団管路課管路維持係

(3) 提出方法

F A X または電子メールとする。なお、受信確認は送信者の責任において行うこと。

F A X : 0197-62-4212

電子メール : kigyodan@iwatetyubu-suido.jp

(4) 質問に対する回答

質問者を匿名化したうえで、F A X または電子メールにより参加事業者全員に回答する。

7 プロポーザルの途中辞退

(1) 参加申込事業者は、プロポーザルの参加を随時辞退することができる。

(2) プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第 8 号）を提出のこと。

(3) 辞退届の提出方法は、持参又は郵送とする。

(4) 業務提案書の作成に必要な資料等を貸与されている場合は、辞退届の提出と併せて速やかに返却のこと。

(5) 貸与された資料等の返還方法は、持参又は郵送とする。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加申込事業者はプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第9号）により別途通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、1事業者あたり20分以内とする。プレゼンテーション終了後にヒアリングを20分程度行う。

(3) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、業務提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、提出された業務提案書に基づいて行うものとし、業務提案書に添付されていない新たな資料等の提出はできないものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングに参加できる人数は3人までとし、参加申込事業者は、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号）により出席者を報告のこと。

エ プレゼンテーション及びヒアリングの参加に係る一切の費用は参加申込事業者の負担とする。

9 業務提案書等の評価

(1) 選定委員会

業務提案書等の評価は、岩手中部水道企業団漏水調査等業務委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(2) 評価基準

委員会は、参加申込事業者から提出された業務提案書等の内容に関するヒアリングを行った後、岩手中部水道企業団漏水調査等業務委託公募型プロポーザル評価基準に基づき評価する。業務提案書等は、業務に対する理解度、業務提案書の的確性、業務経験及び実績、実施手順や業務体制、見積積算の妥当性等を基準として評価する。

(3) 受託候補者の選考

委員会は、業務提案書及びヒアリングに基づき、最も優れた業務提案を行った参加申込事業者を受託候補者として選定する。なお、受託候補者に対する委員会の評価が一定水準に達しない場合（評価に基づく総合得点が満点中、5割未満）は、受託候補者として選定しない。

10 選定結果の通知

- (1) 受託候補者に選定された参加申込事業者には、プロポーザル選定結果通知書(様式第11号)を通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった参加申込事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第12号)を通知する。
- (3) 受託候補者に選定されなかった参加申込事業者は、選定結果の説明を書面(任意様式)により求めることができる。プロポーザル非選定結果通知書を受領した日から10日以内にFAXまたは郵送で提出のこと。

11 契約の締結

- (1) 岩手中部水道企業団契約規程に基づき、受託候補者と業務委託契約を締結する。
- (2) 業務委託の条件等は、受託候補者と協議のうえ、別に定めるものとする。
- (3) 受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位だった者から当該業務委託について交渉を行うことがあるものとする。

12 プロポーザルの瑕疵

- (1) プロポーザルにおける参加申込事業者の手續及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、委員会で審査を行い、対応を決定する。
- (2) 委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、その瑕疵についてヒアリングを行う場合があるものとする。
- (3) その瑕疵が重大または悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、プロポーザルに係る既決定事項を取り消す場合があるものとする。
- (4) 次のいずれかの事由が生じた場合、参加申込事業者及び受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消すものとする。

ア 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合。

イ 契約締結前に指名停止となった場合。

13 関係法令の遵守

参加申込事業者は、関係法令並びに岩手中部水道企業団条例及び規程、岩手中部水道企業団漏水調査等業務委託公募型プロポーザル実施要領等を遵守することを誓約するものとみなす。関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵があった場合に準じて対応を決定する。

14 情報の公開

岩手中部水道企業団情報公開条例に基づき対応する。

15 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当及び各書類提出先

〒024-0013 岩手県北上市藤沢15地割74番地 3

岩手中部水道企業団管路課管路維持係

(2) 電話番号 0197-62-4211 (内線235)

(3) F A X 0197-62-4212

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年8月18日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、受託候補者が委託業務を開始した時点で廃止する。

別紙 プロポーザル日程表

No.	内 容	日 程
1	プロポーザル実施の告示	令和 5 年 9 月 1 日（金）
2	参加申込書等の提出期間	令和 5 年 9 月 1 日（金）から 令和 5 年 9 月 19 日（火）まで
3	業務委託仕様書、その他業務提案書の作成に 必要と思われる資料の貸与	令和 5 年 9 月 1 日（金）から 令和 5 年 10 月 16 日（月）まで
4	参加資格の確認	令和 5 年 9 月 25 日（月）から 令和 5 年 9 月 27 日（水）まで
5	参加資格確認結果の通知	令和 5 年 9 月 28 日（木）
6	業務提案書作成等に係る質問書提出期間	令和 5 年 10 月 2 日（月）から 令和 5 年 10 月 16 日（月）まで
7	質問書に対する回答	令和 5 年 10 月 17 日（火）まで （随時）
8	業務提案書提出期間	令和 5 年 10 月 19 日（木）から 令和 5 年 10 月 30 日（月）まで
9	業務提案書に関するプレゼンテーション及 びヒアリング	令和 5 年 11 月 14 日（火）
10	選定結果及び非選定結果の通知	令和 5 年 11 月下旬
11	契約内容に関する打ち合わせ	令和 5 年 12 月
12	契約締結	令和 6 年 1 月中旬
13	準備期間	契約日から 令和 6 年 3 月 31 日（日）まで
14	業務開始	令和 6 年 4 月 1 日（月）

※注意点

- ア 提出期間は、土曜日、日曜日及び祝日を含まない。
- イ 提出期間における受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ウ 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。